

第2号議案

令和3年度事業計画及び予算（案）

自令和3年4月 1日

至令和4年3月31日

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、ありとあらゆるものの在り方や考え方が見直され、価値観や生活様式が全世界的に一変した。我が国においても、規模にかかわらず、多くの企業が未曾有の危機に直面し、依然として確固たる未来を見通すことができない不安定な状況が続いている。

このような状況下において、熊本県社会保険労務士会（以下「県会」という。）においても、1社でも多くの企業の経営を維持し、一人でも多くの労働者の雇用を守るため、使命感を持って全力で取り組みを進めてきたところである。

令和3年度においても、新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社会保険労務士（以下「社労士」という。）業務の在り方を模索するとともに、社労士を取り巻く社会経済環境の変化を的確にとらえ、制度の更なる発展に向けた施策を講じていくこととする。

特にデジタル化推進に関する事業として、政府が目指すデジタル強靱化社会の実現に歩調をあわせ、国家資格者としてマイナンバーカードの利活用を最大限図るとともに、対面からデジタルコミュニケーションにシフトすることを前提に、社労士事務所のデジタル化についても積極的に推進し、社労士が提供する様々なデジタルサービスの高度化に向けた施策についても全国社会保険労務士会連合会（以下、「連合会」という。）と連携し取り組みを進める。

加えて働き方改革推進支援に関して、企業経営における労務コンプライアンス等の状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」業務を社労士業務として確かなものとするための検討を行うとともに、「社労士診断認証制度」について、より多くの社労士が経営労務診断に取り組むことができるよう、連合会並びに熊本県社会保険労務士政治連盟（以下「政連」という。）と更なる連携を図り、事業を展開していくこととする。

上記のほか、社会情勢等の変化により、社労士制度発展に密接に関係する事案が発生した場合には、連合会と連携しながら積極的に対応する。

I. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善と制度の更なる発展のため、以下の事業を行う。

① デジタル化推進に関する事業

政府が目指すデジタル強靱化社会の実現に主体的に協力することとし、会員一人ひとりのアドバイスによって国民がマイナンバーカードに健康保険被保険者機能を円滑に導入できるよう支援する。また、労働局と定期協議をはじめあらゆる場面を活用し電子申請による手続業務の改善の為に積極的な提言を行うとともに、会員が円滑に電子申請に取り組めるよう支援を行う。

② 働き方改革推進支援に関する事業

働き方改革推進支援については、社労士業務としての認知度の更なる向上と実務能力の増強等を図る。

③ 社労士制度推進月間に関する事業

10月の社労士制度推進月間に、連合会と協力して、無料相談会、事業主セミナー等各種事業を行う。

④ 社労士会労働紛争解決センター熊本に関する事業

ADR機関の利用促進を図るため、連合会と協力して広報活動を行い、各センター間の情報共有、県会総合労働相談所との連携、特定社労士の業務研修等に関する諸施策について検討、実施する。

⑤ 関係団体との交流に関する事業

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び専門士業関係団体等と積極的に交流を行う。特に専門士業団体連絡協議会では幹事会として、積極的な運営を行う。

⑥ 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反して社労士業務を侵害し、又は侵害する恐れのある行為に対し、連合会と連携し、常に情報収集を行い、不正行為があった場合には厳正かつ適切に対処するとともに、業務侵害行為に関する広報活動等を積極的に行うなど、業務侵害の未然防止に取り組む。

⑦ 経営労務監査に関する事業

公契約に基づく事業を担う企業が、労働社会保険諸法令を遵守し、労務管理が適正になされているかを監査する「経営労務監査」について、より多くの会員が取り組めるよう、政連の協力を得て進めていくほか、連合会が進める企業主導型保育施設における労務監査事業に協力して行く。

Ⅱ. 資質の向上に関する事業

国民の信頼に応えるため、社労士としての品位を保持するための施策を講ずるとともに、専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした研修を実施するため、今年度も最重点課題として次の通り取り組む。

① 連合会及び九州・沖縄地域協議会等が実施する研修への協力に関する事業

【連合会】

特定社労士能力担保研修

・・・ 中央発信講義（eラーニング）10月2日～11月7日まで
グループ研修及びゼミナール

11月26日、27日、12月4日（福岡県）

*試験は令和3年12月4日午後（予定）福岡県

【九州・沖縄地域協議会研修】

・・・ 1. 福岡県で開催 令和3年 9月予定
・・・ 2. 鹿児島県で開催 令和3年11月下旬予定
・・・ 3. 沖縄県会担当で開催 令和4年 2月か3月頃

② 県会研修に関する事業

イ、人事労務管理研修

ロ、倫理研修・・・法律専門家としての職業倫理の遵守が求められていることから、連合会において企画・立案された倫理研修（5年に1度・必須）を実施することとする。

ハ、個別労働紛争解決手続（ADR）研修

- ニ、新規入会者倫理研修・基礎研修
- ホ、専門分野・業務拡大に関する研修

③ インターンシップ制度に関する事業

資質の向上、社会的地位・モラルの向上を図るためインターンシップ制度の実施を継続して行う。インターンシップ生の受入事務所についても、引き続き開業会員の協力を仰ぎ登録数を拡大する。

Ⅲ. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性を理解してもらうとともに、制度発展のため、様々な角度から広報事業に取り組む。

① 会員向け広報の充実に関する事業

会報の発行は年4回とし、誌面の充実を図る。

② ホームページの充実に関する事業

ホームページを価値ある情報源とするため、会員検索機能拡充を図る。

③ 報道機関等に対する広報に関する事業

報道機関、労使関係団体等の関係機関に向けて、社労士の活動に関する資料を提供するとともに、取材等の依頼に積極的に対応していくこととする。

④ 対外的な広報に関する事業

月2回ラジオ番組にて社労士制度及び社労士業務等について紹介する。

Ⅳ. 公益活動に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため公益活動委員会を中心に、以下の事業を行う。

① 災害対応に関する事業

突発的に発生する災害や新型コロナウイルス感染症について、雇用維持・確保に向け、助成金申請等の支援を行うとともに、各種相談会に相談員を派遣する。

② 成年後見制度への対応に関する事業

平成25年10月に設立された「一般社団法人社労士成年後見センター熊本」の発展に協力する。

③ 街角の年金相談センターに関する事業

連合会が日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター」を適正に運営し、対面による年金相談の円滑な実施を図り、年金制度の信頼回復に寄与する。

④ ワークサポートに関する事業

大学生、専門学校生、高校生、さらに中学生生にも対象を広げ、社労士が講師となり、働くときの基礎知識の出前授業（ワークサポート事業）を行う。

⑤ その他公益活動に関する事業

労働・年金関係の無料相談会を各支部の協力を得て行う。

Ⅴ. 行政機関等への協力に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、国民の視点に立って提言を行うとともに、行政機関等に対して必要な協力を行う。

① 厚生労働省への協力に関する事業

厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的を精査・検討し、必要に応じて積極的に参加・協力し、社労士の専門性を十分に活かせる事業に協力する。

② 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

日本年金機構との定例協議会を開催し、社労士業務の円滑な実施を図るため、積極的に意見交換を行うとともに、年金事務所において年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角の年金相談センターの円滑な運営に資するため、具体的な実施方法等について協議を行う。また、健康保険に関する社労士業務の円滑化を図るため、全国健康保険協会熊本支部と定期的に協議を行う。

③ 内閣府との連携に関する事業

企業主導型保育施設における、事業実施事業者に対する指導・監査業務の一部として、労務部分が加わることから、当該実施について、連合会と協力して行う。

④ 国土交通省との連携に関する事業

国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、引き続き協力する。

⑤ 中小企業庁・日本政策金融公庫等との連携に関する事業

社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁・日本政策金融公庫等と連携するとともに、連合会の協力を得て、必要な施策を実施する。

VI. 各種事業

上記Ⅰ～Ⅵの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

① 登録等に関する事業

社労士の登録事務及び社労士法人の届出事務を適正に行うとともに、紛争解決手続代理業務試験の合格者に対して、社労士名簿への付記登録の促進を図る。

② 社労士賠償責任保険等に関する事業

令和3年4月1日現在における開業社労士の加入率は76.6%であるが、開業会員及び法人の社員の全員加入に向けて引き続き加入を推進するとともに、引き受け保険会社並びに有限会社エス・アール・サービスの協力のもと、保険事故の未然防止に資する方策を講ずる。また、非開業の相談員についても加入を推進することとする。

③ 事務局体制の整備に関する事業

ADR法に基づく認証ADR機関運営業務、電子申請にかかる照合省略受付業務、並びにマイナンバー法に対応した個人情報保護等に努め、事務処理の強化整備を引き続き行っていく。

④ 熊本SR経営労務センターに関する事業

熊本SR経営労務センター及び熊本SR建設業労災センター（建設業一人親方組合）の発展に協力していく。

⑤ その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。

経費の内訳

委員会名	会議費内訳	事業費明細	備考 (受講料等)
理 事 会	理事 23 名・監事 4 名 旅費 1 回分 80,000 円 会場費 1 回分 11,000 円 年 6 回 小 計 546,000 円		
運営企画委員会	旅費 1 回分 50,000 円 年 2 回 小 計 100,000 円	会長・副会長 常務委員会委員長	
正 副 会 長 会	旅費 1 回分 18,000 円 年 15 回 小 計 270,000 円	必要の都度開催する	
支 部 長 会	旅費 1 回分 25,000 円 年 1 回 小 計 25,000 円	熊本・八代・玉名・天草	
事 業 委 員 会 (委員 10 名)	旅費 1 回分 40,000 円 年 6 回 小 計 240,000 円	①隣接士業関連費 <u>542,000 円</u> 【専門士業団体連絡協議会関連費用 482,000 円】 委員会旅費等 30,000 円×12 回=360,000 円 運営負担金 50,000 円 相談員報酬 半日@6,000 円×12=72,000 円 【熊大特殊講義】 講師謝金 30,000 円×2 回=60,000 円 ②事業拡大推進費 <u>872,000 円</u> 【社労士制度推進月間事業費 572,000 円】 広告代 400,000 円 相談員報酬 半日@6,000 円×12=72,000 円 会場代ほか 100,000 円 【経営者協会等共催事業 300,000 円】 セミナー講師謝金 240,000 円 会場費、資料代等 60,000 円 ③研修費 <u>775,000 円</u> 【事業委員会主催研修 775,000 円】 講師謝金 500,000 円×1 回=500,000 円 会場代 150,000 円×1 回=150,000 円 資料、雑費 125,000 円×1 回=125,000 円 合 計 <u>2,189,000 円</u>	受講料収入 800,000 円
アドバイザー等 小委員会 (委員 6 名)	旅費 1 回分 35,000 円 年 6 回 小 計 210,000 円		

公益活動委員会 (委員 5 名)	旅費 1 回分 15,000 円 年 4 回 小 計 60,000 円	①総合労働相談所 <u>856,000 円</u> 謝金 @2,000 円 県会 6,000 円×2 名×2×12 ヶ月=288,000 円 熊本 (連合会働き方専門家派遣で対応) 菊池 (連合会働き方専門家派遣で対応) 山鹿 6,000 円×1 名×1×12 ヶ月= 72,000 円 八代 4,000 円×2 名×1×12 ヶ月= 96,000 円 玉名 4,000 円×2 名×1×12 ヶ月= 96,000 円 天草 6,000 円×2 名×1×12 ヶ月=144,000 円 くらしの総合相談所 5,000 円×12=60,000 円 雑費 (旅費・書籍等) 100,000 円 ②出前講座 (定年後のお金について) <u>100,000 円</u> ・講師謝金 @10,000×6 回 60,000 円 ・チラシ作成等 40,000 円 ③成年後見制度研修 <u>20,000 円</u> ・講師謝金 20,000 円 合 計 <u>976,000 円</u>	受講料収入 20,000 円
ワークサポート 小委員会 (委員 8 名)	旅費 1 回分 40,000 円 年 6 回 小 計 240,000 円	①ワークサポート授業 10 回 <u>375,000 円</u> 講師謝金 30,000×10 回=300,000 円 (講義 1 回あたり 2 H~4 H 30,000 円) 旅費 7,500×10 回 75,000 円 ②広報 (チラシ制作・郵送費) <u>60,000 円</u> 合 計 <u>435,000 円</u>	
研 修 委 員 会 (委員 10 名)	旅費 1 回分 40,000 円 年 6 回 小 計 240,000 円	① 人事労務管理研修 3 回 <u>900,000 円</u> ・講師料 600,000 円 ・会場代 150,000 円 ・資料、雑費 150,000 円 ② 倫理研修 <u>250,000 円</u> ・講師料 80,000 円 ・会場代 150,000 円 ・資料、雑費 20,000 円 ③ 新入会員研修 <u>200,000 円</u> ・講師料 180,000 円 ・会場代 10,000 円 ・資料、雑費 10,000 円 合 計 <u>1,350,000 円</u>	受講料収入 900,000 円

広報委員会 (委員 8 名)	旅費 1 回分 28,000 円 年 15 回 小 計 420,000 円	①会報発行 580,000 円 年 4 回発行 ・印刷代 500,000 円 ・雑費 80,000 円 ②広報宣伝 520,000 円 ・ラジオ番組 35,000 円×12=420,000 円 ・新聞広告等 100,000 円 合 計 1,100,000 円	
ホームページ 運営小委員会 (委員 5 名)	広報委員会と同時開催	①HP 維持管理 (県会負担分) 330,000 円 ②HP 追加・改修費用 120,000 円 合 計 450,000 円	
調査研究委員会 (委員 10 名)	旅費 1 回分 27,000 円 年 5 回 小 計 135,000 円		

専門委員会等

委員会名	会議費内訳	研修等事業費内訳	
綱紀委員会 (委員 6 名)	旅費 1 回分 20,000 円 年 8 回 小 計 160,000 円	会長諮問への対応	
褒章審査委員会 (委員 5 名)	旅費 1 回分 32,000 円 年 2 回 小 計 64,000 円		
業務侵害等 監察検討委員会 (委員 7 名)	旅費 1 回分 20,000 円 年 6 回 小 計 120,000 円	書籍代等 10,000 円 合 計 10,000 円	
電子化委員会 (委員 8 名)	旅費 1 回分 45,000 円 年 6 回 (行政との協議会込) 小 計 270,000 円	①電子申請フェア 300,000 円 ②研修会 100,000 円 ③電子申請サポート対策 300,000 円 合 計 700,000 円	
労務監査委員会 (委員 6 名)	旅費 1 回分 50,000 円 年 6 回 小 計 300,000 円	委員による研修 2 回 60,000 円 ・講師料 1 回 20,000 円×2 回 40,000 円 ・会場費 1 回 10,000 円×2 回 20,000 円 合 計 60,000 円	

その他

社労士試験 実施対策委員会	連合会直轄で行う		
社労士会労働紛争 解決センター熊本		①センター運営費 <u>1,044,500 円</u> ・担当者謝金 471,000 円 あっせん委員 12,250 円×2 名×6 回 事務担当者 3,000 円×2 名×54 時間 ・弁護士相談料 173,500 円 12,250 円×6 回（あっせん期日） 100,000 円（その他） ・会議 200,000 円 運営委員会 12,500 円×12 回 相談員打合 25,000 円×2 回 ・広報費 100,000 円 ・備品・消耗品・郵送料・雑費 100,000 円 ②研修費 <u>400,000 円</u> ・講師料@80,000×4 回 320,000 円 ・会場代 40,000 円 ・資料、雑費 40,000 円 ③無料相談会 <u>100,000 円</u> ・会場代 50,000 円 ・日当 50,000 円 合 計 1,544,500 円	受講料収入 8 千円×30 240,000 円
年金相談室	旅費 1 回分 10,000 円 年 4 回 小 計 40,000 円		
役員選出管理 委員会	旅費 1 回分 40,000 円 年 5 回 小 計 200,000 円		
災害対策委員会	旅費 1 回分 40,000 円 年 2 回 小 計 80,000 円		
社労士事務所にお ける業務適正化 P T	旅費 1 回分 33,000 円 年 6 回 小 計 198,000 円	マイナンバー・セキュリティ研修 2 回 講師謝金 2 回 80,000 円 会場費 2 回 20,000 円 外部招聘研修（会場費込み） 150,000 円 合 計 250,000 円	